

規 則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二―二一

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二―四）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。